

答 申 案	技術審査会からの指摘・質問事項	備 考
<p>【騒音】 風車騒音に係る事後調査については、地域住民の生活形態を考慮し、影響が大きくなる時期を踏まえて適切に実施するとともに、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合については、追加的な環境保全措置を適切に講じること。</p>	<p>予測結果では環境基準を下回っているものの、不確実性を伴うため、事後調査では事前調査と同じ季節である秋を設定しているが、移動後の状況によっては、例えば窓を開けて就寝する可能性がある夏にも事後調査を実施することも検討していただきたい。</p>	<p>事務局 (鈴木委員確認済み)</p>
<p>【動物】 (1) 生息環境の減少・喪失に係る両生類への影響については、水場等の位置を評価書において明示し、可能な限り具体的に予測すること。</p>	<p>両生類に係る予測のうち、改変による生息環境の減少・喪失については、「繁殖地と生息地の間の連続性が分断されることはほとんどない」と記述されているが、調査場所のルートセンサスなどを見ても具体的な水場の位置などが全然表示されていないため、本当に分断されることがないのか根拠が分からない。</p>	<p>太田委員 ・審査会(1/24)</p>
<p>(2) 希少猛禽類のブレード、タワー等への接近・接触については、出現頻度が最も高い種以外のものについても適宜に予測対象に含めるとともに、算定基礎となる対象事業区域については、風車の半径 500 メートル円の外郭線に囲われた区域を衝突確率算定用の危険区域として設定すること。</p>	<p>① 希少猛禽類の衝突確率については、出現頻度が最も高い種のみしか算出されていないので、それ以外の希少種における衝突確率についても算出すること。</p> <p>② 衝突確率の算定基礎となる対象事業区域については、取付道も含めて設定されているが、より正確に算定するため、風車の半径 500 メートルの円が4つ連なるその外郭線で囲われた区域を衝突確率算定用の危険区域として設定し、当該区域を用いて再度衝突確率を算出すること。</p>	<p>由井委員 ・審査会(1/24)</p>
<p>(3) 航空障害灯の選定に当たっては、最新の知見を踏まえて柔軟に対応すること。</p>	<p>③ 航空障害灯については、白色閃光灯を採用することとしているが、最新の知見では、長く暗いインターバルと短い点灯時間を繰り返す赤い点滅灯が最も安全だとされているので、検討していただきたい。</p>	
<p>【景観】 主要な眺望景観に係る環境影響については、当該眺望点からの主要な眺望方向と風車の方向を評価書において整理し、両者の関係性も踏まえて予測・評価を行うこと。</p>	<p>主要な眺望景観に係る環境影響については、当該眺望点からの主要な眺望方向と風車方向を図上に整理し、両者が被っているのかどうかという関係性を含めて予測・評価を行うこと。</p>	<p>平野委員 ・審査会(1/24)</p>

気仙沼市民の森風力発電事業事業 環境影響評価準備書に対する技術審査会答申(案)の形成

答 申 案	技術審査会からの指摘・質問事項	備 考
<p>【全般的事項】 (1) 当該事業地は県立自然公園気仙沼の地域内に位置し、周辺には徳仙丈山のツツジ群生地が存在するなど豊かな自然環境を有する地域であることから、土地の改変は必要最小限にとどめ、環境保全に最大限配慮すること。</p>	<p>工事用道路の開設に当たっては、立木伐開を最小限とするよう努めること。特に、周辺から目立っている高い木を伐らないようなルート選定をしていただきたい。</p>	<p>平野委員 ・審査会(1/24)</p>
<p>(2) 事業の実施に当たっては、環境影響評価項目として選定しなかった環境要素に対する影響についても軽減に努め、配慮の内容についても評価書に記載すること。</p>	<p>環境影響評価項目として選定されていないものについても、事業の実施に際しどのように配慮をしたのか、あるいはする予定なのか記載する必要があるのではないか。</p>	<p>山本会長 ・審査会(1/24)</p>
<p>(3) 環境保全措置については評価書に準じて確実に実施するとともに、事後調査等により追加的措置が必要とされた場合においても適切に対応すること。</p>	<p>環境影響を回避・低減するための環境保全措置について確実に実施するとともに、事後調査等により追加的措置が必要とされた場合においても適切に対応すること。</p>	<p>山本会長 一関市長意見</p>

----- <以下については答申には含めず、事務局指導等により対応> -----

<p>◆ 事務局からの指導により、評価書に反映させる指摘・質問事項</p>	<p>発電機から発生する電磁波の人体への影響について記載する必要はないか。</p>	<p>太田委員 ・審査会(1/24)</p>
	<p>風車を固定するための杭を支える地盤の深さや、地盤の強度についてはどのようになっているか。</p>	<p>柳澤委員 ・文書</p>
	<p>事業実施に伴う取付道の整備・拡幅により一般車両の通行が増加すること、及び土側溝に新たに水場が生じ、それを両生類等が使用することで轢死が生じる可能性があるため、その点に伴う影響についても考慮したほうが良い。併せて、事後調査の中で、轢死体の確認についても実施すべきである。</p>	<p>太田委員 ・審査会(1/24)</p>
	<p>希少猛禽類の生息状況調査を実施した各定点について、定点ごとの可視範囲がどこまでなのか、カシミアール3Dで可視範囲図を作成し、添付すること。</p>	<p>由井委員 ・審査会(1/24)</p>
	<p>温暖化ガスについては予測・評価の対象となっていないが、工事の実施による影響は若干なりともあると思われる。工事の実施に伴い排出される温暖化ガス量について、事後調査報告書で算出し示すべきである。</p>	<p>山本会長 ・審査会(1/24)</p>